- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 当事者の求めた裁判
- 控訴の趣旨
- 1 原判決を取り消す。
- 被控訴人が、控訴人に対し、平成五年五月一八日付けでした、平成元年三月二 一日から平成二年三月二〇日までの課税期間に係る消費税の更正のうち、課税標準 額二七六億八一九九万三〇〇〇円、納付すべき税額四二八四万一八〇〇円を超える 部分を取り消す。
- 被控訴人が、控訴人に対し、平成五年五月一八日付けでした、平成二年三月二 3 一日から平成三年三月二〇日までの課税期間に係る消費税の更正のうち、課税標準 額三一二億三三〇四万九〇〇〇円、納付すべき税額四七一八万九一〇〇円を超える 部分及び過少申告加算税賦課決定のうち七五八万三〇〇〇円を超える部分を取り消 す。
- 被控訴人が、控訴人に対し、平成五年五月一八日付けでした、平成三年三月二 一日から平成四年三月二〇日までの課税期間に係る消費税の更正のうち、課税標準 額三四〇億七九四九万六〇〇〇円、納付すべき税額八〇四八万五一〇〇円を超える 部分及び無申告加算税賦課決定のうち九万四五〇〇円を超える部分を取り消す。 5 被控訴人が、控訴人に対し、平成八年五月一四日付けでした、平成四年三月二
- 一日から平成五年三月二〇日までの課税期間に係る消費税の更正のうち、納付すべ き税額六〇三〇万六一九七円を超える部分を取り消す。 6 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

事案の概要

事案の概要は、次のとおり補正、付加するほか原判決の「事実及び理由」欄の第 二と同じであるから、これをここに引用する。

補正

1 原判決六頁三行目から同四行目にかけての「前記第一記載の」を「原判決別表 ーないし三の各『審査請求』欄記載の課税標準額及び納付すべき税額並びに原判決 別表四の『審査請求』欄記載の納付すべき税額についてその一部六〇三〇万六一七 九円を超える」に改め、同六行目の「消費税法(」の次に「昭和六三年法律第一〇 八号。」を、同七頁一行目の「税制改革法」の次に「昭和六三年法律第一〇七号)」をそれぞれ加え、同九行目の「ものとしている(同条二項)。」を「ものとしている(同条二項)ほか、国税当局においては、昭和六四年(平成元年)九月三〇日までは、消費税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、その執行に当たり、広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行うものとするとしている(同法一七条二項)。」に、同九頁一行目の「法四五条一項」を「法四五条一項一号」に、同一二頁四行目の「被告の主張」を「後記三争点1の被控訴人をは、のた理の(四)の(1) (被告)の主張の(四)の(1)、(2)」に、同一八頁八行目の「商品名、」を「複数商品の名称と各」に、同一九頁七行目の「採用されていなかった。」を「採 用されず、例えば東北本部売上げにおけるレシートの表示は、複数商品の名称と各売値及び売値の合計金額である受取金額のほか、受取金額に対する消費税額(一円未満を処理したもの)が表示されていた。」に、同二〇頁四行目の一〇〇分の三」 を「一〇三分の三」にそれぞれ改め、同三五頁二行目から同三行目にかけての「仮 払消費税戻し額」の次に「九万七七一〇円」を、同三九頁八行目から同九行目にか 私消費税戻し額」の次に「九万七七一〇円」を、同三九員八行目から同九行目にかけての「仮払消費税戻し額」の次に「一〇万七四五四円」を、同四四頁八行目の「から」の次に「本件店舗外売上げ中の中古車二台の下取価額である固定資産売却収入八二八万三二〇四円に対する税率の過大適用に伴う」をそれぞれ加える。 2 原判決五四頁四行目末尾に「また、憲法八四条は、課税要件明確主義を定めている。これはアムビギュイティの法理ないし精神が明記されたものと解すべきである。法四五条一項及び規則二二条一項の課税要件は、明確性を欠き、課税要件明確を表表して、 主義ないしアムビギュイティの法理に反している。」を、同五五頁五行目末尾に「このようにして、明確性を欠く法四五条一項及び規則二二条一項の規定は、憲法 の租税法律主義(課税要件明確主義)に反しており、控訴人のとった単品ごと積上 計算方式は適法というべきである。」をそれぞれ加える。

3 原判決七九頁五行目の「法原理であって、」を「法理であるが、行政法、税法 その他の法分野にも適用されている。その内容は、」に改め、同八〇頁四行目の次

に行を変えて次のとおり加える。

「なお、このアムビギュイティの法理は、これを具体化するルールとして『法の不知 (誤解)』と『慈悲ルール(曖昧性の原則)』がある。このうち『法の不知 (誤解)』は法を知らなかったことによって自らの行為を合法と信じた行為者の責任は阻却されないという基本原則を前提とするものであるが、例えば①当該法令が複雑であり、又は②当該法例がいわゆる道徳に根ざさずにある行為を違法と規定している

場合には、右基本原則の例外を認めている。また、『慈悲ルール(曖昧性の原則)』とは、法令の内容に曖昧さが残る場合は、その法令はこれを善意に誤解して 行動した行為者に有利に解釈するというルールである。

右の『慈悲ルール(曖昧性の原則)』は、刑事罰や行政罰の適否を契機として展開されているものであり、これらのアムビギュイティの法理によれば、単品ごと積上計算方式をとった控訴人の信頼は保護されるべきであることは明らかである。」 二 本件賦課決定(二)、(三)についての当審における新たな主張

1 控訴人

いずれも通則法六五条四項、六六条二項にいう「正当な事由」がある。

2 被控訴人

税務当局は、消費税の仕組みについての周知義務を十分に尽くし、何ら信義則に 違反する事実もないから、控訴人の主張は失当である。 第三 当裁判所の判断

ー 消費税額の算定方法

1 総額計算方式について

消費税は、広範囲の課税対象を有し、累積課税を排除しつつ多段階の事業者を納税義務者とし、最終的には消費者に転嫁することが予定されている間接税である。その納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立するが(通則法一五条二項七号)、納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税には含まれず(同条三項)、その税額の確定については、申告納税方式によることとなる(通則法一六条一項一号)。したがって、消費税は、課税資産の譲渡等をした時にその譲渡等をした事業者に納税義務が成立するものの、一定の課税期間(法一九条)ごとに、その期間内に納税義務が発生した消費税につき確定申告を行うことによって、その納税額を確定するという方式が採用されている(法四五条一項)。

標準額に対する消費税額を算定しようとしているものと解されるから(法四五条一項二号)、前示の総額計算方式を採用していることは明らかである。

2 総額計算方式と課税構造との適合性

控訴人は、法四五条一項は、確定申告の手続について定めたものにすぎず、これを消費税の課税標準の計算方式の法的根拠とすることはできないこと、税制改革法一一条一項の規定のほか法二八条一項、通則法一五条二項七号の各規定の趣旨から単品ごと積上計算方式が消費税の課税構造に適合していること、したがって、仮に法四五条一項が総額計算方式の法的根拠となるとすれば、法二八条一項、通則法一五条二項七号及び税制改革法一一条と法四五条一項とが税額計算の方法につき矛盾した内容を導く余地があり、明確かつ一義的な課税を法定していないこととなるから、法四五条一項は租税法律主義、あるいはアムビギュイティの法理に違反すると主張する。

通則法一五条二項は、その各号列記の

さらに、税制改革法一一条一項は、「事業者は、消費に広く薄く負担を求めるという消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする。その際、事業者は、必要と認めるときは、取引の相手方である他の事業者又は消費者にその取引に課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとする。」と規定するものであるから、事業者に対して消費税を消費者に円滑かつ適正に転嫁すべき旨、必要と認める場合には

取引の相手方等に消費税額を明らかにする措置を講ずべき旨を規定するものに過ぎず、消費税の基本的性格を示すものではあるが、現実の徴税のコストや納税義務の事務処理上の難易その他の諸事情を勘案すると、の規定の趣旨から、る者のであるとまでいた。課税標準額と税額の算定をどのように行うかは、右の消費の関党を対して決定をが、、消費税の課税構造、徴税手続の難易、納税手続の利便等の制度の運営全方が、、消費税の課税構造、である。もと欠らに至ったものであれるである。を欠き、多様な解釈が可能となって法的安定性を欠き、多様な解釈が可能となって法的安定性を欠らに至ったものによれている。とは、法理に表し、は、決定である。との表すのには、対して消費税の課税標準額に対して消費税のに対して消費税額を算定すべきものと規定しているのであるからでは、対して消費税額を算定すべきものと規定しているのであるからでは、対して消費税額を算定すべきものと規定しているのであるからであるがは、対して消費税額を算定すべきものと規定しているのであるからが、対して消費税額を算定する。

(同項二号)、総額計算方式を原則として採用するという規定の趣旨は明確であり、その立法政策のより合理性について批判の余地があるとしても、また、後述の規則二二条一項が規定する決済ごと積上計算方式が法四五条一項の許容する範囲の

ものであるかについても疑念があるとしても、法四五条自体に税額算定方式の不明確を理由とする租税法律主義の違反、課税要件明確主義の違反、アムビギュイティ 法理の違反があるという控訴人の主張は理由がない。

規則二二条一項に規定する計算方式

右のような法四五条一項が規定する税額計算方式(総額計算方式)に対して、規 二条一項に規定する決済ごと積上計算方式は、例外的特則的な計算方法となっ ている。規則二二条一項は、事業者が、課税資産の譲渡等に係る決済上受領すべき 金額を当該課税資産の譲渡等の対価の額(本体価額)と当該課税資産の譲渡等につ き課されるべき消費税に相当する額とに区分して領収する場合において、当該消費 税に相当する金額の一円未満の端数処理をしたときは、法四五条一項二号の課税標 準額に対する消費税額の計算については、当該端数を処理した後の消費税額に相当 する額を基礎として行うことができる旨を規定するものであるが、これは、例えば スーパーマーケットのような多数商品の販売業者等が、その複数商品の販売につい ての決済において受領すべき金額を商品の対価の額(本体価格)と消費税相当額と に区分して領収した場合において、消費税相当額の一円未満の端数処理を行ったときは、課税期間中の課税標準の金額の合計額(課税標準額)に税率を乗じて消費税 額を算定するという法四五条一項の規定にかかわらず、端数処理をした後の消費税相当額を基礎として納付すべき消費税額を算定することを許容するものであり、このような決済ごと積上計算方式による場合は、原則として本体価格と区分して領収 され、かつ、一円未満の端数処理が行われた消費税相当額については、その合算額 をもって課税すべき消費税額とすることができるものと解される。税額の端数を切 り上げることは、法定の税額以上の納付につながるから、一円未満の端数処理においては、一般には切捨てとならざるを得ないと解されるが、規則二二条一項に規定 する右のような決済ごと積上計算法式は、決済ごとに消費税相当額の一円未満の端 数の切り捨てを行うこととなるから、この合算額たる納付すべき消費税額は、法四 五条一項に規定する総額計算方式によって消費税額を算定する場合に比べると 済の回数が多くなるほど税額の減少をもたらすものであると考えることができる。 このような規則二 二条一項の立法趣旨は、法四五条一項の原則的方法である総額計 算方式が必ずしも消費者に税の最終負担をさせた実態に即応した算定方式とはいえ ないのに対して、税負担の若干の減少の余地を認めつつ、消費者の最終負担の実態に即応して納税義務を課することを実現しようとするものと解され、消費税の課税構造、又は税制改革法一一条の趣旨に適うものであるということができる。

控訴人は、課税標準の計算のような実体要件は法六一条の規定する大蔵省令への 委任事項に含まれず、また、国家行政組織法一二条四項の規定から、税の課税標準 に関する実体的な事項などの納税者の権利を制限する内容を省令に委任することは許されないから、規則二二条一項の規定は、租税法律主義に違反して無効であり、さらに、同項の定める「決済上受領すべき金額」及び「区分して領収する」という 要件は不明確であるから、そのことを理由としても、右の規定は、租税法律主義ひ

いては課

税要件明確主義に違反し、アムビギュイティ法理にも違反して無効であり、単品ご と積上計算方式が適法と信頼した控訴人は保護されるべきであると主張する。 法六一条は、「この法律の規定による許可若しくは承認に関する申請又は書類の

記載事項若しくは提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省 令で定める。」とするところ、省令への委任立法を規定する国家行政組織法一二条 四項は、法律の委任がなければ省令に「罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国 民の権利を制限する規定」を設けることができないとするので、右の大蔵省令は同 法条に違反するものであってはならないが、規則二二条一項が罰則を設けるもので はないことは明らかであり、規則二二条一項に規定する前記決済ごと積上計算方式 は、消費者への最終転嫁という目的を円滑、適正に行うために有益な方法であり かつ、転嫁の実態の即応するものと解され、消費税の納税義務者に対して税負担を 軽減する措置となるものであるから、法四五条一項と較べて新たに国民に義務を加 重し、権利を制限する規定であるともいえない。したがって、規則二二条一項の規 定は、課税標準の計算ないし課税額の計算を法四五条とは別異に定めるものである が、徴税の便宜等や消費税の転嫁の実態により即応させるため、納税義務者にとっ てより有利かつ適正な計算方式を認めたものであるから、法六一条の委任の範囲外 であるとか、国家行政組織法一二条四項の禁ずる事項を規定するものであるという 主張は必ずしも当たらず、租税法律主義に違反すると解することはできない。前記規則二二条一項は、決済ごと積上計算方式として、「課税資産の譲渡等に係

る決済上受領すべき金額を課税資産の譲渡等の対価の額(本体価額)と当該課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税に相当する額とに区分して領収する場合において、当該消費税に相当する金額の一円未満の端数処理をしたとき」と規定するものであるが、複数の課税資産である商品を一括して譲渡し、一括して代金を受領する場合、消費税相当分を領収するについては、単品ごとにその対価に消費税率を乗じて合算して算出するか、一括した合計代金に消費税率を乗じて算出するかについて明確に規定していない(したがって、その限りでは規則二二条一項は曖昧な点がないとはいえない。)。しかしながら、取引通念上、複数商品の一括取引において、「決済上

受領すべき金額」とは一括受領代金合計額を意味するものと考えられており、これ を個々の商品ごとの「決済」として個々の商品の代金を受領しているものと観念さ れていない。したがって、例えば小売業者等において販売する複数商品の一括代金 決済において、本体価格分の合計額とこれに対する消費税相当額分とを区分して領 収し、消費税相当額の一円未満の端数処理をしたときは、その取引の実態に即して 右規則二二条一項の適用があり、右の複数商品の一括代金決済において、観念的に 単品ごとに本体価格分と消費税相当額分とを区分し、単品ごとに消費税相当額の一円未満の端数処理を行うことを認める趣旨のものではないことは明らかである。も っとも、個々の商品に外税方式で本体価格と消費税相当額とが分別表示され、その 合計額が明示されて取引されている場合や、個々の商品に内税方式で定価及び本体価格が明示され、個々の消費税相当分が計算上明らかにされて取引されている場合 (例えば書籍) に、複数の右商品を一括購入して代金を一括して本体価格の合計額 と消費税相当額の合計額の総額を支払うときは、消費者は単品ごとに消費税を負担 し、小売業者等も単品ごとに消費税を受領することになる(以下、この取引例の場 合を「単品ごと計算取引」という。)から、その取引の実態に即して、結果として 単品ごと積上計算方式により納入すべき消費税を算定することは右規則二二条一項 の認める範囲といわざるを得ない。そして、そのように解する限り、規則二 項の要件が曖昧であるとか、不明確であるということはできない。前記認定(原判決「事実及び理由」欄の第二の一の4)のとおり、法が施行された平成元年四月一 日当時において、国税当局から発出されていた旧通達は右のような規則二二条一項の解釈には何ら触れるところはなかったのであるが、甲第一七ないし第二〇号証、 第五〇号証、乙第一号証の一ないしーーと弁論の全趣旨によれば、法の施行前であ る平成元年三月二〇日ごろ国税当局担当者の執筆に係る解説書(詳解消費税法)の 発刊があり、右解説書には規則二二条一項に規定する前示一円未満の端数処理の要 件たる「決済上受領すべき金額」が取引ごとに受領すべき金額を意味し、 「区分し て領収する」の意味についても、複数商品代を集計しこれに税率を乗じた金額を加 算して領収する方法等により区分しているときを指すとする解説が行われていたこ

このようにして、規則二二条一項の規定する決済ごと積上計算方式の要件が曖昧であるとか、不明確であるということを理由とする控訴人の租税法律主義、課税要件明確主義、アムビギュイティ法理違反の主張は理由がない。もっとも、現実に単品ごと計算取引が行われている場合の消費税の積上計算方式をどうするかについては、規則二二条一項は明確にしていないが、その場合は、規則二二条一項に沿った決済ごと積上計算方式を選択しない限り、消費税法の法意及び規則二二条一項の法

意からいえば、消費者に現実に転嫁した消費税相当分の合計額を基準として納税すべきこととなるものと解される。

二 単品ごと積上計算方式と規則二二条一項との適合性

1 控訴人は、本件店舗売上げについて採用した単品ごと積上計算方式により計算 した消費税額の算定が、規則二二条一項の規定する決済ごと積上計算方式の要件を 充たして適法であると主張するので判断する。

前記認定事実(原判決「事実及び理由」欄の第二の二の3)、甲第六ないし第八号証、第一六、第二三、第二四号証、第二七ないし第三九号証、第四三ないし第四九号証、第五一、第五四

九号証、第五一、第五四 号証、第六一号証の一ないし三と証人Aの証言、控訴人代表者尋問の結果によれば、次の事実を認めることができる。

(二) 一方、レジスターの製作を依頼されていた富士通株式会社東京南支店は、 平成元年五月ごろ控訴人から正式の発注を受けたが、右会社は、控訴人の指示する やや複雑な価格設定の方法も、他の会社の採用する一般的な消費税の処理と同様の ものと理解したために、六月には試作機を納入したが、控訴人の注文するレジスタ 一の製作を直ちに開始することができず、従前の方式のものを平成元年九月ごろま でに本件店舗等の売場の数に応じた数量だけ納入したのみで、控訴人からのしばら く発注

を見合わせるとの連絡により、前示の発注レジスターの製作を中断し、最終的に平成二年四月ごろまでに控訴人から新規製作の発注が取り消されてしまった。これらの事情により、平成元年から平成五年ごろまで、本件店舗等における販売の際に客に交付されるレシートは、原判決別紙二記載のとおりの書式のままであり、販売した各商品の個別価格とその合計額の表示はあるものの、これに対する消費税相当額の表示はなかった。

しかしながら、控訴人の経営する東北事業本部店舗においては、法の施行の当初から、他のスーパーマーケットの店舗の場合と同様に、外税方式による価格表示と、レシート上の販売表品の合計額に対する消費税相当額の表示がされ、規則ニニ条一項による決済ごと積上計算方式により、各事業年度の消費税額が算定されていた。

2 右の事実によれば、控訴人が本件店舗等で採用した商品の価格表示は、各商品につき税額の表示があるから一応外税方式の外観をとるものということができるが、原判決別紙一記載のとおり、本来定価の一〇三分の三の値引きをし、その値引きの後の価格に消費税の税率一〇〇分の三を乗じて当初の定価を復活させるものであり、しかも、店内の掲示された原判決別紙一記載のとおりのチラシには右の値引きと消費税相当額の上乗せの過程は省略する旨の注記があったのであるから、実質的には、内税方式の価格表示であったと認められる。

3 しかしながら、外税方式又は内税方式のいかんにかかわらず、規則二二条一項 に規定する決済ごと積上計算方式による消費税額の算定を行うには、本体価格と消 費税相当額とが区分されたうえで代金領収又は代金支払がされなければならないものであるところ、右の事実によれば、客が購入した各商品の代金支払の際に本件店舗等で発行するレシートには、何ら消費税相当額の表示はなく、また、本件店舗等の販売員と客の意識の上でも、店内掲示のチラシ等には値引きと消費税相当額の上積みの過程は省略するとの注記があったほどであるから、消費税相当額はすべて値引額と認識されていたと推認され、現実に販売又は購入した各商品の消費税相当額の合算額を明示的に認識し、確認する手段がないのであるから、本体価格と消費税相当額とが区分されて領収されたあるいは区分されて支払ったという認識を有していなかったと推認される(甲第五一号証と弁論の全趣旨によれば、本件店舗等でもタイムサー

ビスや賞味期限の経過等により、一部の商品が更に値引きされていたことが認められるが、そのような場合においては、一層代金弁済の客観的評価としても、当事者の意識としても、前記の区分がされていたと認めることはできないというべきである。)から、前述の単品ごと計算取引が本件店舗等において現実にはされていたと認めることはできない。

控訴人は、店内の商品価格の表示又は店内に掲示されたチラシの記載により 消費税相当額が明示され、これを前提に代金決済が行われているから、単品ごとに 消費税相当額が区分されて領収されていると主張するが、前示のとおり、代金決済 の客観的評価の上でも、当事者の意識の上でも、本体価格と消費税相当額とが区分 されて代金が領収され区分されて代金が支払われたという単品ごと計算取引がなさ れていたとは認められない。控訴人が主張するように単品ごとの消費税相当額が明 示区分されて代金決済がされたのであれば、その領収した消費税額分の合算額をもって容易に納入する消費税額を算定することができる筈であるが、控訴人のした本 件各申告における消費税額の算定手法は、そのような方法によるものではなく、総 売上高から計算上算出される商品ごとの単品当たりの平均価格をもって単品の本体 価格とし、これに税率を乗じ、単品ごとに一円未満の端数処理をした後の額を合算 するという方法によっているのであり、このような平均的単品価格を用いて単品こ との消費税相当額を算出するのは、まさに現実に区分されて領収されていなかった ために現実に単品ごとの消費税相当額を合計して納税すべき消費税額を計算できな かったことに対応した処理であって、このような消費税額の算定方法をもって規則 二二条一項の決済ごと積上計算方式の一態様に該当するということはできない。ま た規則にこる一項の担定が現実に行われている単品ごと計算取引について明確でな 二条一項の規定が現実に行われている単品ごと計算取引について明確でな いとしても、その実態のない取引について控訴人の主張するような観念的、形式的 な単品ごと積上計算方式を容認しているものではないことは明らかであるから、仮 にアンビギュイティの法理を適用しても、本件において控訴人の主張する計算方式 によるべきことにはならない。

なお、控訴人は、単品ごと積上計算方式が規則二二条一項の適用を受けないとすれば、納税義務者が消費者から預かる消費税相当額よりも多額の消費税額を納めなければならないこととなって

不合理であると主張する。しかしながら、決済ごと積上計算方式の適用を受ける場合には、事業者が納付する消費税額と消費者に転嫁される額とは一致するのに、 訴人は単品ごと計算取引でないものに単品ごとに消費税額を計算する方式をとり、 消費者からより多数回にわたる端数処理をした減少した代金しか一括受領していない。 かったため、一取引一決済ごとの積上計算方式によるよりも多目の端数処理をした 結果となったものであり、また、本件において、控訴人の主張する不合理は、規則 二二条一項の適用を受け得べき決済処理をしないで、その適用を受けることなくによるものであって、自らの選択において 別的な総額計算方式の適用を受けたことによるものであって、自らの選択において 招いた不利益をその納税義務者が負担するのは、必ずしも不合理とはいえない。したがって、控訴人のこの点の主張は失当である。

また、控訴人は、単品ごと積上計算方式に規則二二条一項の適用を認めないとすれば、消費者の税負担が増加することとなって不合理であるとも主張する。単品ごと積上計算法式においては、当然ながら消費税相当額の一円未満の端数処理を行う回数が多数回となり、したがって決済ごと積上計算方式に比べて合算した消費税額が減少することは、その計算方式の性質上当然であるが、取引の実態に即さない処理を前提に、その結果の当否を論じたり、規則二二条一項の適用の可否を論ずることは相当でない。

5 このようにして、本件各申告における消費税額の算定方式が規則二二条一項の 適用を受け得るものとする控訴人の主張は理由がない。 三 信義則違反、平等原則違反、アムビギュイティの法理の違反の主張について 1 租税法規に適合する課税処分に対しても信義則の法理を適用することは可能であり、例えば、税務官庁又は税務職員から信頼の対象となる一定の公的見解を表を受けた納税者が、これを信頼しその信頼に基づいて行動したにもかかわらず、の表示に反する課税処分を受けたために、経済的不利益を被ったという場合などのように、納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分による課税の効力を否定して納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえる特別の事情がある場合には、右課税処分が信義則に違反することを理由に、これを取り消す余地があると解される(最高裁判所昭和六二年一〇月三〇日第三小法廷判決・裁判集民事一五二号九三頁)。

2 控訴人の信義

則違反、アムビギュイティの法理違反の主張は、まず第一に、法の施行直前である平成元年三月ごろ、東京国税局の担当職員が控訴人の本店を訪明を控訴人側から商品の価格表示の方法、消費税額の算出方法、転嫁の方法等の記述書で、当時である。この点を供述する証人Aとその陳述書である。この点を供述する証人Aとその陳述書者によれば、当時マスコミでも控訴人が法の施行後にも消費税で、当時で表別であることが報道されている。」というコメントを表示して連携を指したという。 一、法のである。この点を供述する証人を表示の関連を消費を消費を表示を表別である。 一、法のである。この点を供述する証人の関連を消費である。 一、法のであることが認っている。」といる。 一、法のに消費税をはいる。」といることが認っていて説明を受けたこと、それに対し、有の担当者のは発表によるに対した。」との一、本の担当者を表別であることが認ってある。

の製作を注文したものの、右会社との調整が遅れ、平成元年中にはほぼ新規レジスター製作を断念し、平成二年には発注を取り消したことが認められる。

るものではないから(前記認定のとおり、控訴人の採用した方法は、形式的には外税方式であるが、実質的には内税方式であると認められる。)、国税局の担当者による前記コメントが、消費税算定方式について一定の公式見解を控訴人に表示するものであったとは認められない。したがって、右のコメントの表示を理由に、本件各処分の信義則違反、平等原則違反又はアムビギュイティの法理違反をいう控訴人の主張は理由がない。

また、控訴人は、東京国税庁の職員は、平成二年三月ごろにも法人税の税務調査の目的で控訴人の本店を訪れているのに、控訴人が既にしていた単品ごと積上計算方式による消費税額の確定申告について、何らの指摘をせず、これを放置したまま、平成五年五月本件各処分をしたことも信義則に反すると主張する。法人税に関する税務調査を行う国税局職員が異なる分野の税についての調査を行わなかったこと、又は異なる分野の税について指摘をしなかったことが、信義則違反となるものではないから、この点の控訴人の主張は失当である。 さらに、控訴人は、平成五年四月の同様の税務調査の際にも、消費税額算定方式

さらに、控訴人は、平成五年四月の同様の税務調査の際にも、消費税額算定方式についての質疑応答があったにもかかわらず、国税局職員から何らの指摘がなかたことをもって信義則違反等の事由があると主張する。控訴人代表者尋問の結果にひるの証言と弁論の全趣旨によれば、その際に右国税局職員は、本件店舗等のと分が表示されているか否かを確認したことが認められるから、控訴人においても理解し得たと考えられる。しかしながら、もともと右国税局職員は、税額はによりではないの見解を表示したというわけではないのであるから(控訴人の方式について公式の見解を表示したというわけではないのであるから(控訴人の方式について公式の見解を表示したというわけではないのであるから(控訴人には信頼すべき対象たる公式見解の法理によって保護すべき信頼が発生していたとはいえない。

3 また、控訴人は、法成立の後の周知期間における税務当局の措置が不十分であるとし、この点をも信義則違反、平等原則違反の理由とする。

税制改革法一一条二項は、「国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、前項の規定を踏まえ、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講でるものとする。」と規定し、また、同法一七条二項は、「国税当局においては、昭和六四年(平成元年)九月三〇日までは、消費税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、その執行に当たり、広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行うものとする。」と規定しているから、国税当局には、法施行に当たり、右の各規定にして、消費税の仕組み等の周知徹底を図るべく、一定期間は広報、相談及び指導にして、消費税の付組み等の周知徹底を図るべく、一定期間は広報、相談及び指導を中心としてその執行の弾力的運営を行うべき行政上の責務があると解することが、個々の国民の納税申告に影響を及ぼし、課税処分上の不利益を招いた一因となっている場合は、課税上の信義則違反をもたらす一要素となるものと解すべきである。

4 また、控訴人は、アンビギュイティの法理上、法規の内容が曖昧であり不明確

である場合は、これを善意で誤解して行動した行為者に有利に解釈すべきであると主張する(慈悲ルール)。前記認定のとおり、法四五条一項の規定が消費税額の算定につき、課税期間中の課税標準である金額を合算して課税標準額とする総額計算方式を採用していること、規則二二条一項の規定が前記のとおりの要件を有する決済ごと積上計算方式を採用していることについては、必ずしも曖昧であるとか、不明確であるということはできないから、アンビギュイティの法理を適用すべき場合には当たらないというべきである。

5 このようにして、控訴人の信義則違反、アンビギュイティの法理の違反を理由とする主張はいずれも理由がない。

四 本件各更正について

1 以上のとおりであり、本件各更正について、控訴人の主張する課税標準額等及び消費税額の算定方法は理由がなく、本件各更正の課税標準額等及び税額の類定的にこれを修正すべき事由はなく、その余の基礎となる数額にいてはいずれも当事者間に争いがない(なお、控訴人は、平成四年三月二一日までの課税期間に係る本件更正(四)のうち、納付すべき税額、不成五年三月二〇日までの課税期間に係る本件更正(四)のうち、納付すべき税額、一つの東正の方式において本件更正(四)につき取消しを求めているところ、控訴人の三〇万六二〇〇円を超える部分につから、納付すべき税額六〇三〇万六二〇〇円を超える部分に対しては、控訴人は審査請求での取消しを請求しているが、一つの更正処分についてを超えて六〇三〇万六二〇〇円までの部分についるが、一つの更正処分についてを超えて、の取消しを請求しているが、一つの更正処分についる服申立手続を経由している限り、その不服の理由、範囲にかかわらず、右の部分を経由している限り、その不服の理由、範囲にかかわらず、右の部分を経由している限通則法一五条一項に定める審査請求前置主義違るとはいえない。)。

2 よって、本件各更正に違法事由はなく、その取消しを請求する控訴人の主張は理由がない。

五 本件各賦課決定について

1 前記のとおり、本件更正(二)、(三)は適法であり、これによれば、前記認定の本件各賦課決定は、その額の算定においていずれも適正であると認められる。 2 控訴人の正当事由の主張について

控訴人は、当審において、本件賦課処分(二)、(三)に対しては、それぞれその計算の基礎となった事実につき、本件申告(二)、(三)の各計算の基礎とされなかったことについてはそれぞれ正当事由があると主張するが、その内容は、前記信義則違反の主張とアムビギュイティの法理違反の主張と同様である。

前記認定のとおり、本件各処分に関しては国に信義則違反と認めるべき事実はなく、国税当局に法施行の際の周知義務の違反があったと認めることはできないが、その理由として前述したところに照らすと、本件賦課処分(二)、(三)の計算の基礎となった事実が本件申告(二)、(三)の基礎とされなかったことにつき、控訴人にそれぞれ正当事由があると認めることはできない。また、本件各処分に関してアムビギュイティの法理違反の事実を認めることはできず、前示

のとおりのその理由しに照らして、本件賦課処分(二)、(三)の計算の基礎となった事実が本件申告(二)、(三)の基礎とされなかったことにつき、控訴人にそれぞれ正当事由があると認めることはできない。したがって、この点についての控訴人の主張は理由がない。

3 よって、本件各賦課決定に違法事由はなく、その取消しを求める控訴人の本件 請求は理由がない。

第四 結論

以上によれば、控訴人の本件請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決 は正当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決 する。

東京高等裁判所第一六民事部 裁判長裁判官 鬼頭季郎 裁判官 慶田康男

裁判官 廣田民生